

第10節 政策評価の取り組み

中央省庁等改革基本法において、改革の基本方針の一つとして政策評価機能の強化等が挙げられたことを踏まえ、中央省庁等改革関連法による改正後の国家行政組織法や内閣府設置法に基づき、平成13年1月より全府省において政策評価が導入されている。

金融庁においては、13事務年度の開始に合わせて政策評価を開始すべく準備を進めているところであり、政策課を政策評価の総括担当とし、政策を所管する原課や予算等の関連部局と協力して実施することを予定している。

12事務年度においては、各府省が実施する政策評価の標準的指針となる「政策評価に関する標準的ガイドライン（平成13年1月政策評価各府省連絡会議了承）」に基づき、金融庁における政策評価の目的、体制、方式等の基本的事項について規定した「金融庁における政策評価の実施要領（平成13年3月金融庁訓令第33号）」を策定し、公表を行っている。また、政策評価の計画的な実施のために13事務年度に行う政策評価の内容を規定した「13事務年度の金融庁における政策評価の運営方針」について検討を行っているほか、実績評価の実施に向けて、各課の所掌する政策に関して、目標等の設定、実績の測定及び達成度の評価についての検討・準備を行っている。